

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和6年 5月16日

八戸市長 熊谷 雄一

記

1 業務概要

(1) 業務名

八戸市新学校給食センター整備基本計画策定及びPFI導入可能性調査等業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、八戸市が新たに整備する学校給食センター（以下「新センター」という。）の建設を進めるため、八戸市学校給食センター整備基本計画（案）を策定するとともに、効率的な施設の整備・運営に向けて、PFI（Private Finance Initiative）等の手法の導入可能性を調査し、最適な整備・運営手法について検討することを目的とする。

(3) 業務内容

- ① 八戸市学校給食センター整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）（案）の作成
- ② 建設候補地の評価
- ③ PFI導入可能性調査
- ④ 庁内会議等の運営支援
- ⑤ 上記①から④にかかる報告書作成

詳細は八戸市ホームページ掲載の特記仕様書による。

(5) 技術提案のテーマ

本業務において、技術提案を求めるテーマは次のとおり。

- ① 八戸市学校給食基本計画に基づく八戸市新学校給食センター整備基本計画策定に関する考え方
- ② 八戸市学校給食基本計画に基づく事業手法検討の検討に関する考え方
- ③ コストを抑えた整備及び運営時の人材確保に関する考え方（別紙「説明書」参照）

(6) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年1月31日（金）まで

(7) 委託金額の上限額

13,805,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※この上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すためのものである。

(8) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## (9) 再委託

本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得ること。ただし、主たる部分の再委託は認めない。なお、主たる部分とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等とする。

## 2 参加資格要件

このプロポーザルに参加を表明できる者は、参加表明書を提出する時点で、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

### (1) 参加申込の資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ② 八戸市請負工事等の競争入札等参加者の資格に関する規則（昭和42年八戸市規則第9号）第3条の規定に基づく建築関係コンサルタント業務もしくは土木関係コンサルタント業務又はその両方の入札参加資格が認定されていること。
- ③ このプロポーザル公告の日から契約日までのいずれの日においても、八戸市建設業者等指名停止要領（平成16年6月1日実施）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（手続開始の決定後、市長が入札参加資格審査の再認定をしたものを除く。）。
- ⑤ 平成26年度以降において、国又は地方公共団体が発注する給食施設の整備にかかる基本計画策定支援及びPPP/PFI手法の導入可能性調査（以下、「PFI導入可能性調査等業務」という。）を元請として受注した実績を1件以上有すること。なお、PFI導入可能性調査等業務とは、給食施設の整備の構想段階における、機能、規模、配置等の検討及びPPP/PFI手法等の民間の資金やノウハウ等を活用した事業手法について検討した業務とし、どちらか一方のみの業務は含まない。
- ⑥ 国又は地方公共団体が発注するPFI導入可能性調査等業務を管理技術者又は担当技術者として従事した実績を有しており、一級建築士又は技術士（都市及び地方計画）である者を管理技術者又は担当技術者として配置できること。

### (2) グループでの参加に関する留意事項

- ① 複数の事業者がグループを構成して参加する場合は、グループの代表となる事業者（以下、「代表事業者」という。）を定め、代表事業者を参加表明書の提出者とする。
- ② グループを構成する全ての事業者が（1）参加申込の資格の①から④を全て満たしていること。
- ③ 代表事業者は（1）参加申込の資格の①から⑥を全て満たしていること。
- ④ グループが受託候補者として選定された場合、代表事業者が元請となり、構成する各事業者に再委託すること。その際、2の業務概要（9）再委託に留意すること。

### (3) 複数応募の禁止

- ① 単独で応募した事業者はグループでの参加はできない。
- ② 複数のグループへの参加はできない。

### 3 日程

内容	日程
プロポーザルの公告、実施要領の公表、公募開始	令和 6年 5月16日 (木)
質問の受付期限	令和 6年 5月24日 (金) 午後5時まで
質問回答の公表 (参加表明書に関する回答)	令和 6年 5月29日 (水) までに公表
参加表明書の提出期限	令和 6年 5月31日 (金) 午後5時まで
質問回答の公表 (技術提案書に関する回答)	令和 6年 6月4日 (火) までに公表
技術提案書の提出期限	令和 6年 6月10日 (月) 午後5時まで
技術提案書に係るプレゼンテーション (採点)	令和 6年 6月18日 (火) 予定
審査結果通知	令和 6年 6月24日 (月) 予定
契約締結	令和 6年 7月 1日 (月) 予定

### 4 実施要領の配布等

#### (1) 実施要領、様式の配布

八戸市ホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

#### (2) 説明会

説明会は開催しない。

### 5 プロポーザルに関する質問の受付

#### (1) 質問受付期限

令和6年5月24日 (金) 午後5時まで

#### (2) 質問方法

電子メールにより提出すること。送信後、電話により受信確認を行うこと。

電子メール以外での質問は受理しない。

#### (3) 提出書類

質問書 (様式1)

#### (4) 提出先

13の担当部署に提出すること。

#### (5) 回答方法

参加表明書に関する回答は、令和6年5月29日 (水) までに八戸市ホームページに掲載する。

技術提案書に関する回答は、令和6年6月 4日 (火) までに八戸市ホームページに掲載する。

なお、質問者の氏名等は掲載しない。

### 6 参加表明書の提出

次によりプロポーザル参加の意思表示について提出するものとする。

#### (1) 提出期限

令和6年5月31日 (金) 午後5時まで

(2) 提出書類

- ① 参加表明書（様式2）
- ② 業務実績調書（様式3）
- ③ 業務実績の確認資料（任意様式）
- ④ 業務実施体制調書（様式4-1、4-2、4-3）

(3) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）及び提出書類のPDFデータを入れたCD-RまたはDVD-R1部

(4) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は受理しない。

① 郵送の場合

提出期限内に必着とする。また、書留郵便等の配達記録が残る方法で郵送し、到着の有無について、電話により確認すること。

② 持参の場合

受付時間は午前9時から午後5時までとする。なお、事前に電話連絡し持参すること。

(5) 提出先

13の担当部署に提出すること。

(6) 提出書類の留意事項

留意事項は八戸市ホームページ掲載のプロポーザル実施要領による。

7 技術提案書の提出

このプロポーザルの技術提案書を次のとおり提出するものとする。

(1) 提出期限

令和6年6月10日（月）午後5時まで

(2) 提出書類

- ① 技術提案書提出届（様式5）
- ② 技術提案書（任意様式）
- ③ 経費見積書（様式6）

(3) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）及び提出書類のPDFデータを入れたCD-RまたはDVD-R1部

(4) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は受理しない。

① 郵送の場合

提出期限内に必着とする。また、書留郵便等の配達記録が残る方法で郵送し、到着の有無について、電話により確認すること。

② 持参の場合

受付時間は午前9時から午後5時までとする。なお、事前に電話連絡し持参すること。

(5) 提出先

13の担当部署に提出すること。

(6) 提出書類の留意事項

留意事項は八戸市ホームページ掲載のプロポーザル実施要領による。

(7) 既存資料

次の既存資料を八戸市ホームページに掲載する。

・八戸市学校給食基本計画 令和6年2月（一部改定版）

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/gakkokyoikuka/gakko/1/6487.html>

8 技術提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された技術提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 提出書類の不備、未記入又は虚偽の記載がある場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 複数の提案を行った場合。
- (5) 見積金額が委託金額の上限額を上回る場合。
- (6) このプロポーザルの公開後、本業務に関することで採点員に接触を求めた場合。

9 技術提案の審査・選定

(1) 技術提案書に係るプレゼンテーション（採点）

技術提案の審査・選定は技術提案書に係るプレゼンテーション（採点）により行う。

詳細は八戸市ホームページ掲載のプロポーザル実施要領による。

10 選定結果

選定結果（評価点数と順位）は電子メール及び書面で通知する。また、受託候補者以外の名称を除いたうえで、各提案者の評価点数を八戸市ホームページで公表する。なお、選定過程及び選定結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

11 契約

契約内容の詳細については、技術提案書の内容を基本として、本市と受託候補者が協議を行い決定する。本市と受託候補者との間で契約条件が合致せず、委託契約の契約ができない場合は、次点の提案者を新たな受託候補者として協議を行う。

12 その他の留意事項

留意事項は八戸市ホームページ掲載のプロポーザル実施要領による。

13 担当部署（提出・問い合わせ先）

八戸市教育委員会 学校教育課 学校給食グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号  
電話：0178-43-9468（直通） 電子メール：kyushoku@city.hachinohe.aomori.jp